

提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

案 件 名：第5次あきる野男女共同参画プラン

（パブリックコメント実施時「第5次あきる野男女共同参画プラン（案）」）

募 集 期 間：令和4年1月15日（土）～令和4年2月4日（金）

意見等提出件数：29件（提出者6名）

第5次あきる野男女共同参画プラン（案）に対する意見募集にご意見をいただきありがとうございます。以下のとおり、ご意見の概要と市の考え方について、ご紹介させていただきます。

No	項 目	意見の概要	市の考え方
1	用語について (全般)	国や都の計画に沿っているのですが、あまりにも横文字が多すぎる（説明ははいっているのですが。適当な日本語はないのでしょうか）	<p>本計画は、国や都の男女共同参画等の計画や本市の状況を踏まえて取りまとめております。また、用語は、国や都の計画等の表記に準じております。</p> <p>用語につきましては、的確な日本語が存在しない場合や、日本語化することでかえって分かりづらくなる場合がありますので、必要に応じて用語解説等で説明を加えさせていただきます。補足をさせていただきます。</p>
2	文章構成について (全般)	このプランを一通り読んでみましたが、なかなか理解できませんでした。前回の4次ではパブコメがなかったようですが、やはりハードルが高いです。どうしたら、市民に読んでもらい理解してもらえるかも考えてください。	<p>市としましても、できる限り平易な表記を心掛けておりますが、専門的な表記を用いらざるを得ない面もあることから、分かりづらい表記となっている部分があり、誠に申し訳ございません。</p> <p>いただいたご指摘を重く受け止め、今後の施策推進に当たり、分かりやすい表記に努めてまいります。</p> <p>また、第4次プランの策定の際にも、パブリックコメントは実施しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。（第4次プランのパブコメの際にご意見が提出されなかったとのご意見である場合には、ご容赦ください。）</p>
3	市の将来像について	市民一人ひとりがこのあきる野市に住んでよかった、住み続けられると言う誰にとっても優しい市になってほしいと願います。	<p>上位計画である第2次あきる野市総合計画におきましても、将来都市像の一部分に「安全・安心なまち」を掲げており、その根幹には「誰もがこのあきる野の地でいきいきと健やかに暮らし続けることができる、「住みよく」「住み続けられるまちづくり」という考え方を位置付けております。</p> <p>本計画におきましても、第2次総合計画の考え方を踏まえ、いただいたご意見のとおりのもちとなるよう、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策に取り組んでまいります。</p>

4	女性の社会参画・活躍についてのイメージに関して	<p>そもそも「男女共同参画社会」とは一体どういうものなのかについて、市民の認識が薄いという現状があると思われま す。例えば「男女平等」という言葉についても、同じ言葉を用 いているにも関わらず結果平等と機会平等で異なるイメ ージを持つ場合があります。ジェンダー平等と男女平等の違 いを理解しているのかどうかによっても、例えば多くの評価 のよりどころとなっている市民アンケートの結果に影響が あるかと思われま。言葉を用いている限り、そういった誤 解はつきものではありますが、そういった議論がまだ十分 深まっていない現状をまずは何とかしなければならぬの ではないでしょうか。そういった意味で、施策の方向性の1 番目を意識形成としていることについては賛成です。しか し、計画の基本的事項の内容をみるにつけ、気になる点があ ります。それは、女性の活躍、女性の社会参画のモデルが、 職業的な面や政策・方針決定の場にける数という限定的な ものでしか語られていないことです。私が、これまで社会 教育に関わる中で感じていることは、女性は、社会活動 の中で十分に活躍し社会参画してきていたということです。 今、職業的な女性の活躍が推進されていますが、女性が働 くことによって、社会活動の担い手が不足している現状 があります。地域の崩壊が叫ばれている現状は、そうい った職業的な面でのみ女性の活躍を語ることに原因のい ったんがあるのではないのでしょうか。国の指針等もある のはわかりますが、そういったことにただ追従するのでは なく、あきる野市として輝くビジョンをぜひ持ってい だきたいと思いま。ちなみに、川崎市の子どもの権利 条例策定の際、子どもの社会参画について議論した中 で出た意見に、「意見を言うことが社会参画」という趣 旨のものがあ。女性（というある意味弱い立場の者） が、自分の考えを表現できる社会づくりが大切では ないかと思いま。</p>	<p>市としましても、ご指摘のとおり、以前から女性が参 画し、活躍してきた分野があることは認識して おります。 本計画の基本理念にありますとおり、全ての人が、「あ らゆる分野において自らの個性と能力を十分に 発揮し輝くことができる社会」を実現することが 重要であると考えており、あらゆる分野にお いて、女性がその能力を發揮できるように していくことを本計画の方向性として しております。 なお、P15の「6計画の性格・位置付け」に記 載しておりますとおり、本計画の第2章方向 性Ⅲに位置付けられた施策については、本市 の「女性の職業生活における活躍の推進に 関する施策についての計画」に当たり、職 業分野における女性の活躍推進に着目し た施策を位置付けておりますので、ご理 解くださいますようお願いいたしま。 いただいたご指摘につきましては、今 後の施策推進に当たり、貴重なご意見 として受け止めさせていただきます。</p>
第1章			
5	2計画の目的 (P.6)	<p>文章について修正を提案しま 原文「この計画は、全ての人が、性別や年齢、国籍等にと らわれることなく」 修正文「この計画は、あきる野市民すべての人が、性別 や年齢にとらわれることなく」 修正を提案する理由 あきる野市の共同参画プランであるので対象者を明確 にすべきである。 男女共同参画プランであるのに「国籍にとらわれること なく」とのが記載があることで本プランの主旨が大きく 変化してしまう。 このまま読むと外国籍のあきる野市民にあらゆる分野 に責任をもって参画してもらい 多様な生き方を自由 に選択してもらい、豊かさを享受することができる 社会の実現を目指して、実効性のある施策をあきる 野市民が推進となっている。 多様な生き方を自由に選択してその結果が豊かさを 享受できる社会につながるためには 許容できる 範囲内の多様な生き方でなければならない。日本人 として当然と考える常識の範囲を超えた無制限 の多様な生き方を自由に選択することは争いが 多発し社会不安へとつながっていく。 現在日本国には多くの外国人(国民の2%程度) が生活しており、その内中国、ベトナム、フィ リピンで半数以上(約60%)を占め、関東に 半数以上が住んでいるとの統計値もある。</p>	<p>P15の「6計画の性格・位置付け」に記 載しておりますとおり、本プランは、「本市」 における「男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての基本的な計 画」に当たるものとなります。このため、 改めて「あきる野市民」という表記はし ておりませんので、ご理解くださ いますようお願いいたしま。 また、第5次プランから「国籍等」を 加えましたが、これは、外国にルーツ を持つ方が増加している事実を踏まえ、 文化的差異等をその人の持つ個性の 一つと捉え、全て人がその個性等を 發揮しながら、様々な分野で活躍 できる社会の実現を目指すに当たり、 まずは相互理解が重要であるという 大枠の考え方を示したものであり、 国の多文化共生の考え方も合致する ものであると捉えております。</p>

		<p>それにつれて当然外国人の犯罪もふえている。</p> <p>一方、中国には国防動員法がある。国外に住む中国人も対象であり、有事の際に国防義務を履行せず、拒否すると刑事責任を問うことが可能である。日本に居る中国人も当然対象である。尖閣諸島には日本の民主党政権以来中国海警船が日本の領海近くを航行し領海侵入も行っている。</p> <p>グローバル化(国境をなくそう)の先行した世界をみればそれは各国で行き詰まりをみせているのがわかる。</p> <p>英国はなぜEUをはなれる決断をしたか？ なぜアメリカにトランプが現れたか？</p> <p>当然グローバル化推進勢力はそれらを押しつけようとしている。日本でも同様である。</p> <p>以上の見地から刮目してこの案を読めば、この計画から国籍の文字は消し去るべきであり、男女共同参画の理念に戻るべきであることがわかる。</p> <p>その中で日本の文化、伝統は守って行くことが豊かさを享受する社会の実現につながるのです。</p>	
第2章			
6	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 (P. 20)</p>	<p>企画政策課の「情報提供」は、東京都もしくは自前作成のリーフレットを、配布、もしくは要所に配置するというのでしょうか？それとも啓発広報紙の発行など、もう一歩進んだ形の「情報提供」なのでしょう。</p> <p>女性蔑視、女性差別の歴史は、有史以来、今日まで手を替え、品を変え、ほぼ人類の全歴史を覆うほどに長く続いた強固なものです。その間には、たとえば「女は成仏できない」、「女は不浄」、「女は感情的である」など、男性支配を正当化する数々の理論、教説が生み出されており、現代においてもそれらのまことしやかなご託宣とは訣別できていません。それどころか、これら男性支配を正当化する理論に、被害者である女性たち自身が自ら率先してその理論を受け入れ、差別を内面化してしまっているように見える時もあります。</p> <p>そうした長い女性差別の歴史を顧みるならば、この町の住民の意識を真に男女平等なものに変え、新たに男女平等社会、男女共同参画社会を構築していくには、よほどの覚悟と施策でもって臨む必要があると思います。国や都、そして市のリーフレット置くというおざなりな施策では、男女平等社会をあきらむ野市に根付かせることはできないと思います。</p> <p>では、どのような施策が望ましいのか。私は、企画政策課に対しては、その実力を遺憾なく発揮していただき、ぜひ「男女共同参画条例」をこのあきる野市で実現していただくことを最優先施策として明記していただきたいと思います。</p> <p>現在、多摩 26 市のうち、男女共同参画条例、男女平等参画条例など名称は若干異なりますが、同趣旨の条例を制定している市は立川市、国立市（女性と男性及び多様な性の平等参画）、武蔵野市、三鷹市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、東大和市、清瀬市、多摩市、羽村市の 13 市と半数であり、現在検討を進めている八王子市を加えれば、すでに過半数を超える市が同趣旨の条例を制定、もしくは準備している状況にあると言えます。</p> <p>市民の代表である議会が「男女共同参画条例」について真剣に討議し、制定に努力する一方、行政は行動計画を力強く推進する、そうした全市的な取組がなされてはじめて、市民の理解も進み、全市民が「自分事」としてその実現に関わるようになるのではないのでしょうか。</p> <p>今回の 6 次プランは 2027 年度からの実施が見込まれます。その時点まで条例づくりに手を付けないというので</p>	<p>情報提供の方法については、その内容に応じて、リーフレット等の配布、市ホームページへの掲載等を行ってまいります。また、より良い周知の方法について、他市の事例等を研究してまいります。</p> <p>男女共同参画に関する条例については、ご指摘のとおり、令和 3 年 4 月 1 日現在、26 市中 13 市が既に制定しており、男女共同参画社会の実現に向けた有効な手段の一つであると認識しております。</p> <p>その一方で、条例の制定には、市民ニーズや機運の高まり、さらに、効果的に条例を運用するため、条例制定と合わせて実施する施策の検討が必要であると考えております。</p> <p>これらのことから、第 5 次プランに条例制定を明記することは困難ではありますが、先に述べた各種の状況を見定めつつ、本市における条例制定の必要性の検討などを進めてまいります。</p>

		<p>は、他市の状況と比較していかにも遅いという誹りを免れません。また、その間に成長していく次世代の子どもたちに着目すれば、彼らが条例化の動きの中で学んだかもしれない男女共同参画社会のイメージを、そうした動きもないなかでは、十分に学ぶこともなく社会人となっていくことを意味します。そのはとりもおさず、取り返しがつかない未来への負債となることを危惧します。</p> <p>女性差別は女性たちへの人権侵害であり、その一点のみにあっても一刻も早く、男女不平等な状況を解消するべく全市を挙げて取り組む必要があります。ぜひ今回の第5次プランの企画政策課の最優先施策として「男女共同参画条例」の制定を打ち出し、市民、市議会議員双方に条例づくりの働きかけをお願いしたいと思います。</p>	
7	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 (P.20)</p>	<p>企画政策課にお願いしたいのは、可能な限り様々な審議会、委員会にクォーター制を導入していただきたいことです。会議に女性が一人いるだけでは、女性たちの意見を上手に討議に反映させることができません。複数でしかも日常的に女性たちが市政へ参画することにより、女性たちも意見表明が容易になるのです。そしてそのことは、市政に関心を持つ人を増やし、市の活性化にもつながると思います。</p>	<p>現在、市においても、審議会や委員会の委員の選任に当たり、女性委員を積極的に選任いただくよう、働きかけを行っているところであります。</p> <p>審議会や委員会の円滑な運営に当たり、現段階において、クォーター制を導入することは困難であります。市としましては、引き続き女性委員の積極的選出に取り組み、女性の参画促進を進めてまいります。</p>
8	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 (P.20)</p>	<p>生涯学習推進課が企画する各種講座等の充実、男女共同参画社会建設のためには避けて通れない個々人の意識変革を促す、非常に重要な施策であると思います。</p> <p>その上で、今後の生涯学習の展開を考えると、従来の「女性たちのエンパワーメント講座」の重要性はもちろんです。それに劣らず男性たちを対象とした男性学講座の開設がこれからのキーワードとなってくると思います。</p> <p>男女雇用機会均等法（1985年）に始まり、男女共同参画基本法（1999年）、女性活躍推進法（2015年）などさまざまな女性の社会進出を促す法整備が進んでも、いっかな女性たちの上には分厚い「ガラスの天井」があり続けています。そのため2020年に至っても管理職に占める女性比率は民間企業では10.7%、国家公務員上級職で4.2%にすぎません。（「女性活躍・男女共同参画の現状と課題」内閣府 R4年1月）</p> <p>その原因として近年改善を求められているのが、昇進者を決める評価者・査定者に男性が多いという状況です。男性の面接官、もしくは上司の無意識下のバイアスが、女性たちの評価を下げ、ひいてはその昇進を阻害していると考えられています。</p> <p>そうであれば、現在社会の中核にいる男性たちの意識が変わらない限り、女性が意思決定の場に進むことは難しいでしょう。まずはそういう立場にいる男性達にこそ、女性蔑視のバイアスを取り除くために、男性学を受講が必須だと思われれます。</p> <p>男性学の講座は、男性たちの女性へのバイアスを取り除くだけでなく、自身が男らしさの神話から解放され、新たな行動スタイルを選択できるようエンパワーするものです。ぜひ生涯学習課の施策として、男性学の講座の開設をお願いしたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、女性の活躍推進のためには、企業の管理職等の仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識を変えていくことが重要であると考えております。</p> <p>いただきました点については、今後開講する講座の検討に当たっての貴重なご提案として受け止めてさせていただきます。</p>

9	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 1 男女共同参画に係る意識啓発の推進 (P. 20)</p>	<p>「女と男のライフフォーラム」は、市民の意識改革を進める取組として有用だと考えますが、一度きりの参加では、参加者の行動様式を変えるまでには至らないのではないのでしょうか。</p> <p>女性差別は、時代時代にさまざまな現れ方をします。そのために、常に自らの男女共同参画の視点をアップデートしていく必要があります。定期的にミーティングを開きながら、仲間たちと自分を見つめ直し、自身の視座を獲得していく場が必要だと思います。</p> <p>アドホックなイベントの企画・運営だけで解散するのではなく、その後も参加者たちが継続して研鑽を積めるように、公民館の友の会のような形で続いていくのが望ましいと思います。メンバーたちが、あきる野市住民の男女共同参画意識の変革を担うリーダー的存在となっていけるよう、行政からの息の長い働きかけ、サポートが重要であると思います。</p>	<p>「女と男のライフフォーラム」については、毎年度、実行委員会委員を募集し、実行委員会により企画運営を行っております。ご指摘のとおり、実行委員会は、当該年度で解散となってしまうため、継続的な活動には至っていないのが現状です。</p> <p>一方で、委員の皆様においては、開催に至るまでの会議の中で、様々な立場から意見や議論を交わしていただいております。委員の皆様の行動様式にも少なからず影響を与えられているのではないかと期待しております。</p> <p>いただいたご意見につきまして、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。</p>
10	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進 (P. 20)</p>	<p>あきる野市には、人口比から割り出すと自覚の強弱はありますが4000人ほどのLGBTQの当事者がいることとなります。しかし、現在でも市政の中ではその対応が充分になされていない事になっております。</p> <p>市の職員などに対し早急に当事者がどんな事に困っているのか、又生きることの難しさを感じているのかを当事者の声を聴きその解消への対応を考えていただきたい。又、LGBTQの施策をするときには必ず当事者の意見を聞いて下さい。</p>	<p>職員研修を実施する中で、LGBTQに関する内容も含めて男女共同参画に関する研修等を検討していきたいと考えております。</p> <p>また、市としましても、LGBTQに関する施策を検討する際には、当事者の意見聴取や先進事例の活用が重要であると考えております。しかしながら、現段階において、当事者への意見聴取の方法等を見いだせておりませんので、まずは、意見聴取の方法など、先進事例の研究を進めてまいります。</p>
11	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進 (P. 20)</p>	<p>各種の災害の時の避難所における入浴についてですが、自衛隊に入浴施設の依頼をすると男女だけに分けられた施設を作っただけですが、性別再判定手術の済んでいないトランスジェンダー、いろいろな理由で手術ができないトランスジェンダー(体と心の性が食い違う人)体に大きな手術跡がある人、車いすの人などはどちらの男女だけに分けられた入浴施設を使用することが出来ません。</p> <p>防衛省に問い合わせた所その自治体の首長がLGBTQの当事者がいることや大きなお風呂に入れない人がいると防衛省に伝えればシャワールームを作ってくださいようですが、そのためには本意ではないカミングアウトをしなければいけません。それなので避難所を作る時は必ずシャワールームを作ることを市の条例にしていきたい。</p> <p>本市が所有している避難所についても同じことが言えます。</p>	<p>災害時の避難所の入浴施設については、自衛隊が設置いたします。男湯女湯しか設置できない場合、特別な介助や配慮が必要な方などが入浴する時間を設けるなど、災害時の環境の中で、できる限り避難者の状況に配慮しながら、被災者のストレスを少しでも緩和できるよう対応していきたいと考えております。</p> <p>また、「避難所を作る時は必ずシャワールームを作ること」を条例としていただきたいのご意見につきましては、災害の状況等により、市も臨機応変な対応を求められることとなりますので、一定のルールを定める条例の性質にそぐわないものであると考えております。</p>
12	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進 (P. 20)</p>	<p>健康保険証やマイナンバーカードなどの性別の表記を削除するか又表面ではなく裏面に書いて表面には性別が表面に書いてない理由を掲載していただきたい。又、まだ改名がされていないトランスジェンダーに対して通称名でもいろいろな手続きが出来るようにしてください。</p> <p>又、役所で必要な書類で性別の欄がある時には男女だけではなく「答えたくない」と言う欄も作ってください。</p>	<p>本市の国民健康保険の被保険者証については、被保険者証の表面に戸籍上の性別の記載を希望しない旨の申し出があり、やむを得ない理由があると判断された場合には、戸籍上の性別を裏面に記載することができるよう対応しております。</p> <p>手続における通称名の利用については、住民基本台帳を基本として本人確認等の照合作業を行うため、</p>

			<p>現段階においては、対応いたしかねる状況です。</p> <p>また、市の申請書類等につきましては、法令上定めがある場合や性別記載の必要性が明確な場合等を除き、原則として、性別欄を設けないこととしております。</p>
13	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進について (P.20)</p>	<p>トランスジェンダーは病院での対応が出来ていないために重症化することが考えられるので、特に入院に関しては MTF (男性から女性に)FTM (女性から男性に)の手術が必要になった時の入院部屋の事も考慮していただきたい。</p> <p>その理由は、FTM は女性用の大部屋に入院の時は同室の人すべてが異性となってしまいます。MTF の場合も同じことが言えます。(中には FTM でも男性が好きと言う人、MTF でも男性が好きと言う人も確かにいます。)</p> <p>誰もが必要な医療行為を必要な時に安心して使えるように願います。</p> <p>又、阿伎留医療センターにジェンダークリニックを導入し、ホルモン投与までの治療行為ができるセンターになってほしいと思っています。</p>	<p>入院時等に配慮が必要な方には、個室で対応をしていただくなどの対応が可能かを、医師会等に確認しながら検討してまいります。</p> <p>ジェンダークリニックの導入につきましては、いただいたご意見として、公立阿伎留医療センターにお伝えいたします。</p>
14	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進 (P.20)</p>	<p>国籍などに関係なくその個性と能力を發揮できる社会を実現する・・・と書かれているのですが、あきる野市における外国籍の人たちの実態やかかわり方などが、どのようになっているのか不明です。近頃の武蔵野市の住民投票条例の問題にみられるように、早晚外国籍の人たちの問題がクローズアップされる事態になった時にジェンダーフリーとしての取り組みかたを検討する時期に来ているのではないのでしょうか。</p>	<p>市内には、1,000 人を超える外国籍の方が生活しており、多文化共生の推進のためには、外国籍の方の生活状況等を正確に把握することが重要であると考えております。</p> <p>一方、現段階において、市では、外国籍の方の生活状況等を把握する手段を有しておりませんので、まずは、外国籍の方にお話しを伺う方法を考える必要があると認識しております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策等を検討する上で、貴重なご指摘として受け止めさせていただきます。</p>
15	<p>方向性 I 施策分野 1 施策 2 多様性や多文化共生への理解の促進 (P.20)</p>	<p>性的マイノリティ、多文化共生の課題は、両者とも当事者の人権の問題であり、どちらも行政には全力で取り組んでいただきたい課題だと思います。たとえば、印刷物による周知啓発など消極的な施策で終わるのではなく、多数派の日本人とマイノリティ住民の間に、住民同士としての共感をはぐくむような企画を息長く続けていくことを望みます。</p> <p>性的マイノリティ当事者の話を市民が聞く、外国籍住民と意見交換をする、お国の料理を教えてもらうなど交流のためのプラットフォームを立ち上げ、両者が直接出会い、お互いを知る機会を多く作っていただきたいと思います。</p> <p>両者の人間的な交流を通じて、多数派日本人にとっては、マイノリティ住民への無関心や知らないことから生じる不信任感、排除意識を払しょくする効果が得られるであろうし、マイノリティ住民にとっても、日本人のコミュニティの中に迎え入れられたことで、住む土地への帰属意識も生まれ、安心して生活できる契機とできるのではないのでしょうか。</p> <p>また、多文化共生というと、英語圏の人を招いて交流することを良しとする市民も多いかと思いますが、あきる野市はベトナム籍、中国籍の方多いと聞いています。そうした方々との交流を図るほうが、あきる野市民への啓発活動として効果が大きいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、性的マイノリティの理解促進や多文化共生の推進のためには、互いを知り理解し合うことが非常に重要であると考えております。</p> <p>一方、現段階において、市では性的マイノリティの方や、外国籍住民の方にお話しを伺う手段を有しておりませんので、まずは、先進自治体の事例等から、こうした方法について研究をしていきたいと考えております。</p> <p>また、本市にはベトナム籍の方が多いことは市も把握しておりますので、市ホームページにおけるベトナム語への変換機能の追加などを行っております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、今後の施策推進に当たっての貴重なご提案として受け止めさせていただきます。</p>

16	<p>方向性 I 施策分野 2 施策 1 学校における 人権・男女平等 に関する教育 の推進 (P.21)</p>	<p>昭和生まれの人たちの意識を変えることはなかなか大変です。そこで学校教育あるいは幼児教育の頃から男女共同参画、ジェンダー平等の意識が当たり前のことだということを体験できる場を沢山作ってほしいと思っています。</p> <p>いじめの問題、ジェンダーフリーなど学べる場が必要です。それは道徳というより人間としての在り方に属する考え方だと思います</p> <p>第4次でどのように実践してきたのかが明確ではありません。</p>	<p>教職員に対する研修等に加え、令和元年度には、市立増戸小学校が東京都人権尊重教育推進校として、研究を行うなどの活動を行ってまいりました。</p> <p>第4次あきる野男女共同参画プランの進捗状況については、市ホームページ上で公開しております。</p>
17	<p>方向性 I 施策分野 2 施策 1 学校における 人権・男女平等 に関する教育 の推進 (P.21)</p>	<p>性別による差別は、憲法 14 条において禁じられており基本的な人権の問題です。そうした人権問題と「男女仲良く」とか、「互いに思いやりを持とう」などという、いわゆるモラル、道徳の話は次元が違うものです。女性への差別の問題は、「道徳」で取り扱うのではなく、社会科の課題として積み重ねられてきた判例等も交え、人権侵害の問題として教えていただきたいと思います。</p> <p>そして、こうした人権侵害がなぜ起きてきたのか、明らかな人権侵害の問題でありながら、なぜ今も解消できないのかを学び、同時に人権侵害が起きた時、男性であれ女性であれ、それを感知する法的感性を養っていただきたいと思います。</p> <p>その上で、もし自分にそうした人権侵害、たとえば職場での性差別やセクハラ、マタハラなどが起きた場合、被害にどう対処するのか、訴訟も含めてあらゆる権利回復の方法を、社会で生きていく必要知識として教えておいていただきたいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり、性別による差別は人権問題であり、東京都教育委員会の人権教育プログラムにおいて、人権課題として取り上げられております。</p> <p>本市においても、人権尊重の精神を養えるよう人権教育を推進してまいります。</p>
18	<p>方向性 I 施策分野 2 施策 1 学校における 人権・男女平等 に関する教育 の推進 (P.21)</p>	<p>学校において、取り組んでいただきたいのは、興味本位ではなく、ジェンダー問題を取り込んだ正しい性知識を教える性教育です。</p> <p>昨年、立川市のホテルで風俗店に勤務する女性が殺害される事件が起き、その加害少年があきる野市在住であったことは、市民だれしも記憶に新しいところです。性にまつわるトラブルで、子どもたちを加害者にも被害者にもさせないためには、性の正しい知識をなるべく早く子どもたちに持ってもらえる「性教育」の体系が整えられなければなりません。</p> <p>幸い、ユネスコが中心となって作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」という性教育に関する国際的な教育指標が出されており、そこでは、性を含めた全人的な健康や幸福な人生の享受を根幹に据えた性教育の指標が示されています。</p> <p>そうした基準に則った性教育をあきる野市の教育現場でも取り入れ、子どもたちも保護者も学べるようにしていただくことを望みます。</p>	<p>性教育については、東京都教育委員会の学習指導要領及び性教育の手引きに基づき実施しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、貴重なご意見として、受け止めさせていただきます。</p>
19	<p>方向性 I 施策分野 2 施策 1 学校における 人権・男女平等 に関する教育 の推進 (P.21)</p>	<p>「周知啓発に加え、子どものときから～」ということには同意できます。学校教育の場における人権教育そしてまた、セクシャリティ教育（後述します）についてより一層の推進が必要だと考えられます。同時に、人権教育もセクシャリティ教育も、学校で教えられる知識のみで完結するものではありません。社会教育・家庭教育も含め、生活の場面を通じて経験的に身につけていくものです。学校教育・社会教育（生涯学習）・家庭教育、そういった視点での意識形成の方向性についてぜひ、連携した取り組みを進めていってほしいと思います。ちなみに、セクシャリティ教育とは、2009年にユネスコを中心としてWHOやユニセフなどの国際機関が共同文章として発表した「国際セクシャリティ教育ガイダンス」に詳しく書かれておりますのでそちらを参照してください。従来の性教育にとどまらず、自分と相手の身体と心について知り、自分の生きる、相手の生きるを大切にするための教育で</p>	<p>人権教育については、東京都教育委員会の学習指導要領や人権教育プログラムに、性教育については、学習指導要領及び性教育の手引きに基づき実施しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、貴重なご意見として、受け止めさせていただきます。</p>

		あり、世界標準です。『ゼロから学ぶ障害のある子ども・若者のセクシャリティ』（伊藤修毅・全障研出版）も参考になるかと思います。また、前述した社会参画ということを考えれば、政治に関する教育も必要になるのではないかと考えられます。	
20	方向性Ⅱ 施策分野1 施策2 若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発 (P.23)	被害の予防啓発だけでなく、性暴力の加害者、「JKビジネス」などで少女たちの性を商売にする人たち、そうした人たちへの警告、取り締まりも同時に行っていただきたいと思えます。 また、苦しんでおられる被害者が安心して状況を話せる相談施設の充実（もちろんそのまま支援に入れる組織）、加害者が再犯防止プログラムに取り組めるように支援する組織が必要であらうと思えます。	「若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発」の取組は、内閣府が進める女性に対する暴力の根絶、若年層を対象とした性的な暴力の啓発を踏まえて実施するものとなります。 内閣府は、「若年層の性暴力被害予防月間」を設定し、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底するとしております。市では取り締まり等を行うことはできませんが、内閣府の動きに沿い、当該取組の趣旨に則り、若年層が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、周知啓発に取り組むとともに、相談体制の充実にも努めてまいります。
21	方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワークライフバランスの推進 (P.26)	子育て支援は以前と比べると充実してきていると感じます。 しかし、私の見落としかもしれませんが、企業意思決定の場における女性比率を上げる具体的な施策が、第5次プランには盛り込まれておりません。民間企業に対しても管理職に女性を増やそうというインセンティブがある施策を打ち出していきたいと思えます。	一定規模以上の事業者におきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主行動計画の策定・公表が義務付けられており、管理職に占める女性労働者の割合等について、目標の設定や達成状況等を示すこととされております。 市としましては、こうした制度等を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定事業（P.28 事業36）を実施しております。
22	方向性Ⅳ 施策分野1 リプロダクティブ・ヘルス/ライフの推進 (P.31)	従来妊娠2週までの中絶に必要であった「配偶者の同意」条件が2021年3月より緩和され、DV被害者は配偶者の同意がなくても自分の意思のみにより中絶が行えるようになりました。が、リプロダクティブ・ヘルスの考え方、「妊娠や出産について、女性の自己決定権を尊重する」という本旨はいまだに十分浸透していないと感じます。 妊娠中絶だけでなく、不妊治療、出生前検査の問題など、近年出産をめぐる、医学の発達や人々の意識の変化により、今まで存在しなかったような新たな状況が生まれており、それに伴った問題も数多く出現しています。 こういった新しい状況や課題に当事者として向き合う若い世代はもちろん、その判断をサポートする親世代の人たちにとっても、正しい知識と理解の上で、個々人が自分の意見を形成していくことが大切なのではないかと考えます。 市民同士が出産の現状を知り、さまざまな課題について学び議論できる場があるとよいと思えます。保健師がそうした場を設け、市民が新しいリプロダクティブ・ヘルスについて自分の知見をアップデートしつつ、自分の意見を持てるようリードしていただきたいと思えます。	ご指摘のとおり、当事者となりうる若い世代に限らず、親世代に対しても妊娠や出産について、正しい知識と理解を得ることは非常に重要であると考えております。 いただいたご意見につきましては、貴重なご意見として受け止めさせていただきます。今後に生かさせていただきます。

第3章			
23	計画の推進体制 (P. 36)	<p>あきる野市としての男女共同参画センターの設置を計画してください</p> <p>計画の推進体制の具体化になると思います。</p> <p>男女共同参画センターは男女共同参画推進の拠点としていくつもの自治体に設置されている状況を羨ましく感じています。自治体によっては男女共同参画条例や男女共同参画市宣言などもみられますし、第5次プランの期限内(R9)の実現を願います。</p> <p>本市においても男女共同参画プランや女と男のフォーラムなどの実践の積み重ねがありますし、これらの資料を始め、国・都・他地区の取り組みの紹介や実践を積極的に市民に情報発信する体制作りが必要だと思えます。内閣府男女共同参画局、国立女性教育会館HPや都、他地域の先進的事例・実践を参考にしつつ、本市ならではの実践を進めていただきたいと思えます。何より次代を担う小中高生、大学生、子育て世代の若い方に男女共同参画の風を送り、意識を広げ高めていくことができたらと切に思えます。</p>	<p>男女共同参画センター等の男女共同参画や女性のための総合的な施設については、令和3年4月1日現在、東京都内の26市中18市において設置されております。</p> <p>ご指摘のとおり、当該施設の導入は、男女共同参画に関する情報や相談窓口等を市民に発信する上で、効果的な手法であると認識しております。</p> <p>現在のところ、市では、男女共同参画センターの設置には至っておりませんが、関係各課で男女共同参画に関する施策を分担して実施している状況であり、女性相談窓口の設置など、一定の機能は確保できていると考えております。</p> <p>今後、更に男女共同参画に関する施策を推進するに当たり、体制や拠点の整備を行うかどうかにつきましては、いただいたご提案や他の行政課題への対応状況を踏まえ、総合的な視点からの検討課題とさせていただきます。</p>
24	計画の推進体制 (P. 36)	<p>全庁的な、そして市民との連携推進体制に関して</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けては、全庁的な取り組みと、市民との協働推進が必要不可欠だと考えられます。その点、推進体制についての方向性には同意します。しかしながら、非常に残念なことに先日パブリックコメントが募集されていた、市の教育基本計画(第3次)とあきる野学びプラン4において、「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みが、関連する項目はあるものの明確に記述はされていませんでした。これは一体どういうことなのでしょうか。協働と一言で言っても、非常に難しいことなのはおわかりです。しかし、これではいかに「全庁的に取り組みます!」と言ってもむなしく聞こえてしまいます。少し期間はズレてしまいましたが、今からでも計画の策定に関して連携して推進していくことを確認する必要があるのではないかと思います。</p>	<p>P15の「6計画の性格・位置付け」でお示ししておりますとおり、本計画と、関連する個別計画については、相互に調整を図るものとしており、本計画の策定に当たりましても、関係各課と調整を行い、施策推進に当たっての連携を確認してきております。</p> <p>教育基本計画や生涯学習推進計画には、それぞれの主目的があり、男女共同参画の取組につきましては、本計画に集約しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
25	数値目標の設定 (P. 38)	<p>学童クラブの待機児が89人、これを0にする取組がかかげられていますが、小学生の放課後の居場所として早急に改善をしてほしいものです。</p>	<p>待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援総合計画に基づき、取組を進めてまいります。</p> <p>なお、待機となった児童に対しましては、児童館特例利用により、居場所を確保する取組を行っております。</p>
26	数値目標の設定 (P. 38)	<p>健康支援の項 がん検診に受診率があまりにも低すぎます。補助金などの支給も含め単に受診者を増やすという記述ではなく具体的目標が必要なのは</p>	<p>令和2年度の実績においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、受診率が低下したと捉えております。令和3年度においては、自己負担額を減額するなどの取組を行っております。</p> <p>受診率の向上に向けて、他自治体の取組を研究し、今後の施策推進に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本項目は受診率の向上を目</p>

			標とするため、「がん検診を受診する人を増やす」から「がん検診の受診率を増やす」に表記を変更します。
27	数値目標の設定 (P. 38)	<p>市職員の女性管理職のうち、意思決定に関わる立場の女性登用を進めてください</p> <p>市議会を傍聴した際に、市の役員席には女性が1人の状況で、殆どは男性であり女性登用の遅れは歴然と感じました。(市議席の女性率は30%に近く、202030と国の目標値に近い状況と見受けました)</p> <p>本市第5次プランのP38を見ると第4次プランと比べ管理職と監督職が別記されわかりやすくなりました。女性登用が進んでいることも現状の数値が示していますが、国の第5次基本計画第1分野「政策・方針決定への女性の参画拡大」P20の表に照らし、より意思決定に関わる立場の女性率の目標値を設定し、実効性を高めていただきたいと思います。部長級等の意思決定に関わる女性登用の目標値の設定は市職員の意識を変えることにもつながるのではないのでしょうか。また、議場の女性率も上がり、市民にも女性登用が見える形で広がっていくことが期待できると思います。</p>	<p>「あきる野市特定事業主行動計画」におきまして、女性職員の登用の拡大として、管理職及び監督職における女性職員の割合の増加を目標に掲げており、市においては、女性職員に対するキャリア形成支援等の取組を進めており、課長級及び監督職における女性職員の割合は増加傾向にあると認識しております。</p> <p>ご指摘のとおり、現在の市の部長級職員13人のうち、女性職員は1人となっておりますが、今後も上記取組等を進めることで、部長級職員への女性登用も進んでいくと考えております。</p>
28	数値目標の設定 (P. 38)	<p>小中学校の女性管理職の登用の目標値を設定してください。</p> <p>国の第5次基本計画第10分野において、小中学校女性管理職の割合については校長20%、副校長25%と示されています。国の第3次・第4次基本計画では、女性管理職の割合という記述だったものが、校長、副校長と職位別の目標値となりました。また、P114(1)には特に、学校においては校長への女性の登用を一層促進するとの一文が入りました。校長は意思決定に関わる立場であり、副校長は補佐の立場です。国の第10分野のワーキンググループ会議において、OECD調査における中学校の女性校長の割合が最下位であったことが論議され、校長がクローズアップされたと聞いています。</p> <p>全国の女性管理職率は教育委員会月報(令和3年2月号)の区市別の校長等人数及び登用者数(金和2年4月1日現在)によると、小学校女性校長21.8%、同副校長率32.4%、中学校女性校長率は7.6%、同副校長率は15.4%となっています。各自治体の女性管理職率は自治体間の差が大きく、小学校女性校長率が最も高いのは広島県で、46.7%と約半数に近い小学校が女性校長となっています。あきる野市の女性校長・副校長率はともに全国平均に届かない状況です。前述のP114には管理職の性別構成が児童生徒の意識に影響を与えることを踏まえ…の一文もありますし、子どもたちから見る学校の男女共同参画の景色は大きく違って来るのではないのでしょうか。特に女子児童生徒のロールモデルになり得る存在です。</p> <p>元東京学芸大学 村松泰子学長が「学校に男女共同参画の景色を作ろう」と国立女性教育会館コラムにドイツの6歳男子の例を引いています。彼の問いは「男でも首相になれるの?」というもの。メルケル首相在任時のことですが、初めて触れる環境の影響の大きさを伝えていると思います。</p> <p>是非、本市の女性校長・副校長率の現状と目標値を設定してください。</p>	<p>本市には、小学校10校、中学校6校に校長・副校長が1名ずつ配置されており、このうち、女性管理職の割合につきましては、小学校校長は10%、副校長は20%、中学校校長・副校長はともに0%となっております。</p> <p>公立小中学校の教職員人事については、東京都教育委員会が採用した教職員を配置するため、目標値等の設定は行っておりません。</p> <p>しかしながら、「教育委員会や学校において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠である」との国の第5次男女共同参画基本計画の考え方を踏まえ、女性管理職の登用について、東京都と調整を行いながら推進してまいります。</p>
29	数値目標の設定 (P. 38)	<p>市職員の男性育休取得率を全国平均以上の目標値に設定を</p> <p>総務省の調査による2020年度実績では、地方公務員男性の育休取得率が13.2%となっておりますが、本市の実績と共に第5次プランに目標値を設定してください。国家公務員男性が</p>	<p>「あきる野市特定事業主行動計画」におきまして、市職員の育児休業取得率の増加を目標として掲げて、制度の周知や育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援等</p>

		<p>29.0%であることも踏まえ、地方公務員男性の育休取得率向上が必要です。女性の育休取得率が高いのはこれまでの社会構造の反映でしょうが、男性の育休取得は男女共同参画社会への人々の意識変容を具体的に促し、周囲にも見えていくことにおいて重要だと思います。</p>	<p>に取り組んでおります。</p> <p>当該計画に基づき、本計画においても、P39「(2) 事業ごとの目標」内の「事業 23 育児・介護休業制度の普及啓発」の項目において、男性職員の育児休業取得率の目標を設定しており、令和 2 年度の実績は 30%、令和 7 年度における目標は 50%としています。</p> <p>また、男性職員の 1 か月以上の育児休業取得率の目標を設定しており、取得率向上に加え、長期間の育児休業が可能な職場環境づくりのため、関係条例を改正するなど、取り組んでまいります。</p>
--	--	---	---